

平成22年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年4月22日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成22年4月22日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 議 題

#### 1 議 案

第38号議案及び 東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の立案

第39号議案 依頼外1件について

第40号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第41号議案

#### 2 報 告 事 項

(1) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について

(2) デュアルシステム導入校の拡大について

(3) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(4) 平成21年度条件付採用教員の任用について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
	(欠席)
委員	大原 正行

事務局(説明員)	教育長(再掲)	大原 正行	
	次長	松田 芳和	
	理事	岩佐 哲男	
	都立学校教育部長	直原 裕	
	地域教育支援部長	松山 英幸	
	指導部長	高野 敬三	
	人事部長	岡崎 義隆	
	福利厚生部長	谷島 明彦	
	教育政策担当参事	中島 毅	
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲	
	人事企画担当参事	高畑 崇久	
	(書記)	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第7回定例会を開会いたします。

本日は、瀬古委員から、御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、M Xテレビほか5社、合計6社から、個人は、合計3名から取材・傍聴の申込みがございました。また、M Xテレビからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。

異議なし 　　　　　では、許可いたします。入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 3月23日開催の前々回第5回定例会会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし 　　　　　それでは、第5回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回4月8日開催の第6回定例会の会議録及び3月29日開催の臨時会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第40号議案及び第41号議案につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし 　　　　　では、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

第38号議案及び 東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の立  
第39号議案 案依頼外1件について

【委員長】 第38号議案及び第39号議案、東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を、都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 第38号議案及び第39号議案、東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について御説明いたします。

国会で公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が成立し、4月1日から既に施行されております。この法制定に伴い、東京都立学校の授業料等徴収条例及び施行規則の適用関係に係る規定の整備を行うとともに、法制定とは別件ですが、通信教育受講料に係る規定を整備するものです。

この法律ですが、公立高等学校においては授業料を徴収しないこと、私立高等学校等については生徒に就学支援金を支給することが定められました。

資料1を御覧ください。

「(1) 公立高等学校について法で規定された事項」ですが、この法律の中の公立高等学校にかかわる部分を抜き出したもので、 として「公立高等学校の授業料は不徴収とする。」 として「ただし、生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別の事由がある場合は、この限りではない。」つまり、一部の生徒から徴収することはあり得ると規定されています。 として「基礎授業料月額に基づく交付金を交付する。」 として「3年後に法律の見直しを行う。」以上のことが規定されております。

この法律を受け、特に ですが、生徒間の負担の公平の観点から授業料を徴収しないことが相当でない、つまり授業料を徴収した方がいいと考える者の範囲を都の条例で定める必要がございます。

その内容ですが、高等学校等の既卒者及び全日制で36か月、定時制で48か月の標準

修業年限を超えて在学している者については、やむを得ない事由による者を除き授業料を徴収するという考え方でございます。

「2 東京都の不徴収制度への対応内容」ですが、条例において徴収対象者を規定します。規則において、徴収対象から除く者及び具体的な徴収方法を規定します。改正の方法については、現行の条例及び規則は徴収するということを規定しておりますが、今後も一部の者については徴収することから、徴収根拠として必要です。また、3年後に見直しを行うことが示されており、国の制度に流動的な部分もあることから、都の条例及び規則については、本則ではなく附則を改正することにしております。

下に具体的な規定をお示ししております。まず、授業料等徴収条例ですが、その附則において、法第3条第1項ただし書による特別の事由に該当する者として、徴収対象者を規定します。具体的には、先ほど御説明しました高等学校等の既卒者及び全日制36か月、定時制48か月を超えて在学している者を規定いたします。

また、授業料等徴収対象者の平成22年度の授業料等の額を規定します。本条例案を6月の都議会第二回定例会に付議し、7月1日から施行を予定しておりますので、平成22年度分は年額の12分の9に相当する額となりますので、その旨を附則において規定するものです。

次に、同条例施行規則において、休学・留学、傷病による授業の欠席により「全日制で36か月、定時制で48か月を超えて在学している者」は、教育長が別に定めるところにより、校長が認定し、不徴収とすることを規定しております。その他、本規則においては授業料の納期、休学、転学、復学等の場合の授業料納付額について規定いたします。

それから、今回の法制定とは別件ですが、通信教育受講料に係る分納、減免規定及び未納の場合の受講停止等について、これまで明確な定めがなかったため、これを定め、生徒、保護者の負担の分散あるいは軽減を図るものです。

「3 授業料徴収及び不徴収のイメージ図」ですが、今回の法施行と条例施行との関係を図示しております。4月1日から法律は施行されておりますので、基本的に徴収しないことになっておりますが、今回、都の条例を改正し、7月1日以降、既卒者等一部の者から授業料を徴収することになります。

「4 条例等改正のスケジュール」ですが、本日御決定いただきましたら、この後、条例立案依頼を知事に対して行い、6月の都議会第二回定例会で議決をいただき、7月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 この条例は、例規集のどこにありますか。

【都立学校教育部長】 本日お配りした資料のインデックス「5 現行条例」のところです。

【竹花委員】 これは東京都立学校の授業料等の徴収条例ですよね。

【都立学校教育部長】 はい。

【竹花委員】 高校だから都立学校ばかりですか。区市町村立はないわけですね。

【都立学校教育部長】 ございません。徴収条例本体は改正せず、附則の改正でございます。

【竹花委員】 現状は、授業料の額が書いてあるわけですね。

【都立学校教育部長】 第2条にございます。全日制課程で年額122,400円です。

【竹花委員】 そこで徴収対象者を規定する。

【都立学校教育部長】 「2 条例新旧」のところを御覧いただいた方が分かりやすいかと思えます。これは附則ですが、2としてこちらに規定するものでございます。

【竹花委員】 そうすると、これ以外の者は徴収しないというのはどこに記載されるのですか。

【都立学校教育部長】 法律が直接適用され、徴収しないこととなります。

【竹花委員】 そういうふうにつくるのですか。

【都立学校教育部長】 これについては内部でいろいろ議論を行いましたが、都の総務局文書課と協議し、法規担当としてこれが望ましいということでしたので、附則にいたしました。

【竹花委員】 これは恒久的に授業料が無償化となると、条例の立て方は少し変わりますね。分かりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

## 報 告

### ( 1 ) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について

【委員長】 報告事項( 1 ) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について、説明を、同じく都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告事項( 1 ) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について御説明いたします。

報告資料( 1 ) を御覧ください。

「 1 これまでの経緯と今年度の工事予定」に示したとおり、7件の工事案件については、予算見積りのときに御報告いたしました。また、既に財務局において実施設計等を行っておりますが、本年の第1回都議会定例会で予算が確定し、今年度工事に入りますので、改めて概要を御報告させていただきます。今後は、財務局において契約を締結し、工事の施工監理を行います。

「 2 都立学校における改築・大規模改修の計画の考え方」ですが、改めて都立学校における改築及び大規模改修の計画の考え方についてまとめました。これまでどおりの方針ですが、都立学校の改築・大規模改修に当たっては、新しいタイプの学校の設置、既存建物の老朽度合いなどを基本とし、今後変動が予想される高等学校や特別支援学校における児童・生徒数の推移、環境負荷、耐震の状況、バリアフリー等の都市整備の動向等を総合的に勘案して計画的に整備を行っていくことを基本的な考え方にしております。実際には、高校については都立高校改革推進計画、特別支援学校については東京都特別支援教育推進計画、それ以外に、東京都全体の公共施設の改修計画として財務局がつくった主要施設10か年維持更新計画、これらの実施計画に基づいて行っているところです。今回の7件のうち、都立大泉高校・同附属中学校、都立三鷹中等教育学校及び都立北地区総合高校( 仮称 ) については都立高校改革推進計画に



基づき、都立羽村特別支援学校、都立練馬特別支援学校（仮称）、都立板橋学園特別支援学校（仮称）については東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画に基づき行うものです。都立足立新田高校については、それ以外の老朽校舎ということで、主要施設10か年維持更新計画に基づき大規模改修を行うものです。

改築及び大規模改修に当たっては、環境改善が東京都全体にとって非常に重要な施策ですので、環境局が策定したカーボンマイナス東京10年プロジェクト及び緑の東京10年プロジェクトに基づき、具体的には、環境負荷低減に向けた建物の仕様である省エネ東京仕様2007を全面的に適用し、設計を行っております。この計画に基づき、可能な限り、校庭芝生化、屋上緑化、壁面緑化、太陽光発電等を行っております。

各工事案件について簡単に御説明いたします。

次のページを御覧ください。

まず最初が高等学校で、都立大泉高等学校及び附属中学校の改築工事でございます。この中高一貫校については本年4月に開校したところですが、校舎が老朽化しており、改築を行うものです。現況ですが、校舎棟及び体育館棟を昭和30年代から50年代にかけてつくっておりますが、全体的に見て、今の校舎ではバリアフリーあるいは中高一貫校の特色を生かすことは困難ですので、全面的な改築をいたします。特色ある施設として、中学校と高等学校が交流し共に学べる環境として視聴覚室や、放課後の学習支援ルームにも使える講義室等を整備いたします。他の学校にも共通ですが、環境対策として太陽光発電、敷地内芝生化及び屋上緑化に取り組んでまいります。

別とじの資料を御覧ください。

**各**案件ごとの配置図等を示しております。

別紙2の1ページに周辺地図、その裏面に計画配置図、3ページ目に色付きのパーズを示しております。

次の都立北地区総合学科高等学校については、都立高校改革推進計画に基づき設置する最後の総合学科高等学校として、旧都立王子工業高校の跡地につくるもので、一部、体育館は既存施設が使用可能ですので、そこは改修し、それ以外の大部分は改築を行うものでございます。特色ある施設としては、総合学科ですので、多様な選択科目に対応できる各実習室を整備することにしております。

次に、都立三鷹中等教育学校ですが、本年4月に開校したものです。既存の都立三鷹高校の校舎の中で古い部分については改築し、比較的新しい一部の校舎と体育館等については改修を行う予定です。

資料3ページを御覧ください。

都立足立新田高等学校ですが、こちらは都立高校改革推進計画とは別枠で改修を行うものです。建設以来30年経過し、老朽化が進んでおりますので、大規模改修を行います。学系別に選択科目を多く設けておりますので、少人数の多展開授業に対応できる講義室の整備、その他、現在相撲場がありますが、これをきちんとしたものに整備しようと考えております。

以下は特別支援学校ですが、次の都立羽村特別支援学校については、東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画に基づき、生徒増に対応して普通教室を確保し、改築するとともに、既存校舎の改修を行うものです。こちらは知的障害教育部門で、小学部、中学部及び高等部を擁する学校で、特色のある施設としては生活訓練室や多目的室等を整備いたします。

次の都立練馬地区特別支援学校は、高等部のみの知的障害教育の学校でございますが、こちらも東京都特別支援教育推進計画に基づくものです。特色のある施設としては、就労促進を目指した職業教育を行うための生活訓練室等を整備してまいります。

最後に都立板橋学園特別支援学校ですが、旧都立志村高等学校の敷地を利用し、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置した特別支援学校を設置するもので、全面的な改築になります。こちらも実習室や肢体不自由教育部門のための訓練室を設ける設計にしております。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでございましょうか。何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 先程開会前に、都立学校教育部長に申し上げた都立日本橋高校の校庭をきちんとしてほしいということなのですが、私が、都立日本橋高校に伺った際に、校長先生に、校庭を芝生化するのですかと言ったところ、校長先生は、校庭の全面芝生化は難しいので、校庭の周りは芝生化するというお話がありました。今、都立学校教育部長が説明されたものを見ると、どれにも校庭芝生化が入っています。太陽光発

電と屋上緑化と、どれにも入っているのですが、環境対策で挙げられているものを皆並べておけばいいというものなのでしょうか、その辺についてはきちんと精査しているのでしょうか。

それから、中高一貫教育校で共通で使用できるところというのでは、私が学校視察に行ったとき、都立小石川高等学校の実験室で中学生と高校生と一緒に実験をしていました。中学生と高校生と一緒に実験を行うことで中学生の理科への関心が非常に深まるという報告もありました。だから、そういう共通で使用できるものをできるだけ備えるようにしているのですか。先程、都立三鷹中等教育学校では何か考えているというのがありましたが、その辺はどうなっているのですか。

【都立学校教育部長】 まず芝生化ですが、高校については、例えばサッカーあるいは野球のように、スパイクをつけて日常的に運動をしている関係から、グラウンドの本体と申しますか中央の部分は天然芝ではどうしてももちません。したがって、中心部分は土にして、校舎と校舎の間やグラウンドの周辺部分を芝生化する予定であります。それでも、各学校平均して200平方メートル程度は芝生化できます。

【教育長】 高校は規模が大きいので、周辺だけ行っても200平方メートルぐらいになります。

【高坂委員】 資料を見ると全部芝生化できるように思うので、校庭芝生化と言ってもそういった問題があることを認識しておかないといけませんね。学校視察に行ったら、肝心の校庭芝生化はされておらず、外側だけですというのでは、果たして校庭芝生化を完成させたと言えるのかどうかという問題はありますよね。だから、その辺の説明はきちんとしておいた方がいいのではないのでしょうか。

【教育長】 校庭芝生化そのものは、学校の事情によって全面芝生化をするところもありますし、今、都立学校教育部長が申しあげましたように、周辺のできるところを行うというやり方もあります。いわゆる校庭以外のところを芝生化することによって緑化面積を広げるといって、学校の実情に応じていろいろなパターンで推進していますから、この場合も、周辺だけだったら芝生化ではないということではありません。それも芝生化です。

【高坂委員】 分かりました。

【都立学校教育部長】 もう1点、中高一貫教育校ですが、今おっしゃいました理科実験室のような特別教室については、可能な限り共通で使用できるように整備しております。

【高坂委員】 是非積極的に進めてください。都立小石川高校の場合は、中学生と高校生とが一緒に勉強して、高校レベルの実験をやっていたような気がしますので、是非お願いします。

【委員長】 東京都の場合の大型改築・改修の基準は、例えば老朽化については築25年ですか。国と同じですか、それとも東京都独自の基準ですか。

【都立学校教育部長】 基本的には改築は40年、大規模改修は20年以上を目標にしていますが、現在は30年ぐらいまでたってから大規模改修を行っております。

【委員長】 耐震化の問題ですが、I s 値は使っているのですか。

【都立学校教育部長】 使っております。

【委員長】 今、幾つをターゲットにしているのですか。

【都立学校教育部長】 0.7にしております。特別支援学校の耐震化は、平成21年度末に終了しております。高校につきましても、平成22年度末にすべて完了する予定です。

【委員長】 0.7をターゲットにするのは非常に良いと思いますね。

【内館委員】 都立北地区総合学科高等学校（仮称）ですが、ここだけが壁面緑化を行っているのですね。これもやはり希望か何かなのですか。

【施設調整担当副参事】 校舎の緑化については、基本的に全校行う予定でございます。屋上緑化か壁面緑化を計画しておりますが、基本的には屋上緑化で約200平方メートル確保しますが、地形などで屋上緑化できないところについてはなるべく壁面緑化をし、また壁面緑化が効果がないところについては屋上緑化をしまして、その学校で屋上緑化もしくは壁面緑化で200平方メートルということを目標にしております。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 先ほどのI s 値の話ですが、国も現在は、改築の基準はほとんどI s 値だけです。私、国の文教施設に関する調査研究協力者会議の座長を努めているのですが、これだけだと耐震性さえ満たせばいいだろうという考え方になるので、ずっと

以前から他の指数、例えば快適性や使いやすさ、使う生徒たちの満足度などを入れた指数をつくるべきだという主張をしています。それもあって、国立教育政策研究所がこの問題に一所懸命取り組んでくれています。間もなく案が出てくると思いますので、是非東京都でもそれを御覧いただきたいと思います。最近、時々、高等学校を訪問する機会がありますが、非常にうまくやっておられると思いますが、その辺をもう少し研究していただくと良いと思います。よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) デュアルシステム導入校の拡大について

【委員長】 報告事項(2)デュアルシステム導入校の拡大について、説明を、同じく都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 報告事項(2)デュアルシステム導入校の拡大について御説明いたします。

報告資料(2)を御覧ください。

デュアルシステムについては、「デュアルシステムの概要」及び「導入の効果」に示しておりますが、平成16年度から都立六郷工科高等学校に導入したもので、長期間の企業実習により技能を身に付けるとともに、企業と生徒の双方が合意すれば、その企業への卒業後の就職も可能にするというシステムとして進めているところです。この間進めてまいりまして、「導入の効果」にありますように、生徒にとっても実践的な技能・技術が身に付くだけでなく、職業観・勤労観が身に付く、自分の能力を生かせる企業に就職できるというメリットが出ていますし、また企業にとっても後継者が確保できるという評価が出ております。

下にグラフがございますが、これは経済産業省が行った「社会人基礎力に関する調査」で、若年者の早期離職がなぜ多いのかを調査したのですが、この中に「採用時のミスマッチ」が非常に高い理由として挙げられております。こういう面から見ても、高校在学中から自分の適性を見つけられる、企業にとっても適任者を確保できるとい

う意味で効果があると考えております。

既に平成20年の東京都教育ビジョン（第2次）において、このデュアルシステム導入校を拡大するという方針を御決定いただいておりますが、その後、事務局として、どのような学校で、どのような形で拡大していくかについて検討してまいりました。その検討結果がおおむねまとまりましたので、今回御報告するものです。

まず、「新規導入の教育課程」ですが、都立六郷工科高等学校についてはデュアルシステム科ということで、高校入学時にこのデュアルシステムを行うという生徒を受け入れているわけですが、今後拡大していくところについては、学科の設置は行わず、入学後、企業の就業訓練を希望する生徒に対して1年、2年と順次インターンシップを拡大し、第3学年において長期間の就業訓練を行う形にしたいと考えております。これはデュアルシステムを拡大する際に、高校の全日制1学級は35人ですが、入学時点でそれだけの希望者を確保するのは現実的には難しい、また、中学卒業時に自分の進路をそこまで決めるといのは現実には難しいということから、今後は入学後に選択する形に改めたいというものでございます。

図にありますように、1年次には、マナーの講習から始めて短期間のインターンシップ、2年次には、前半に10日間、年度末に5日間、3年次に、長期にわたり週に1回の企業実習を行うという形で進めたいと考えております。

「導入校の選定基準」ですが、地域の産業集積の状況、地域バランス、卒業生の進路の状況、実際に就職率の高い学校かどうかを判断の基準にして選び、平成23年度導入は都立葛西工業高校及び都立多摩工業高校、平成24年度導入は都立北豊島工業高校及び都立田無工業高校でございます。

「新規導入校の状況」ですが、この4校の現状について示しております。平成23年度から導入したいと考えております都立葛西工業高校及び都立多摩工業高校については、現に地域の企業との相当なインターンシップの実績がございますので、円滑に進められるのではないかと考えています。他方、都立北豊島工業高校と都立田無工業高校については、先の2校ほど集積が進んではおりませんので、これから時間をかけて連携いただける企業の掘り起こしをし、準備期間を経た後、平成24年度から導入をしたいと考えております。

「平成23年度導入に向けたスケジュール」ですが、今後、募集活動や協力いただく企業との調整を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 デュアルシステムについては問題がいろいろあるということで、以前から何度も話題になっていますが、今回、拡大する方法は、都立六郷工科高校とは違う形での拡大なのですが、拡大するメリットはあるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 現にかなりのインターンシップを行っておりますので、更にその期間を長くして、実際に本人と会社側の意見が合致したという場合には、就職につなげていくことが可能だと考えております。

【高坂委員】 資料に出ているように就職率がおおむね5割以上ですよ。60パーセントから75パーセントぐらい。こういう人たちは、おおむねインターンシップの経験がある人と考えていいのですか。そうではなくて就職するのですか。

【都立学校教育部長】 インターンシップは、これらの学校では基本的に全員行っております。

【高坂委員】 では、「新規導入の教育課程」に書いてあるようなインターンシップのルールというのは、就業訓練を希望する生徒に対してというのはインターンシップとは呼ばなくて、インターンシップは全員行っているということですか。

【都立学校教育部長】 短期間のインターンシップは全員行っています。

【高坂委員】 そうすると、希望する生徒はどこか違いが出てくるのですか。

【都立学校教育部長】 3年次には長期間の実習をし、将来的にはその企業への就職も自覚して実施する、最初からそういう意思のある生徒です。

【高坂委員】 では、そこである意味では選択されるということですね。

もう一点ですが、4校とも工業高校ですよ。都立六郷工科高校だけはなぜ工科高校と呼ぶのですか。

【都立学校教育部長】 全部ジャンルとしては同じ工業高校です。

【高坂委員】 分かるのですが、工業高校と工科高校とでは、どこが違うのですか。

【都立学校教育部長】 違いと言えば、都立六郷工科高校は初めて単位制の工業高校としてつくった高校です。そういう意味で違いを出したいというのは当初あったと記憶しております。

【高坂委員】 分かりました。

【委員長】 大学にも、工科大学と工業大学がありますが、どうやって峻別したのか分かりません。

【竹花委員】 デュアルシステムのこれまでの実績を踏まえながら、また問題点も十分検討して今回このように拡大をしていくことについて、私は良い試みだと思えますし、事務局においてきちんとこういう新しい施策を着実に広げていくことは、とても良いことだと思います。

1点だけお伺いしたいのですが、3年次の週1回というと、約50日間学校を出て職業訓練を行うことになります。学習指導要領等との関係は大丈夫なのですか。

【都立学校教育部長】 新規導入校では、実習を課題研究という科目の単位として認定できます。それは学習指導要領上も認められております。

【竹花委員】 それからインターンシップも含めてですが、どうしても工場は危険が伴います。保険関係はどのような措置をとっているのですか。

【都立学校教育部長】 保険については東京都の予算で措置しております。

【竹花委員】 分かりました。

もう1点。工業高校というのは、ものづくり人材のためのデュアルシステムの導入なのですが、就職していく、あるいは働く力をつけていくということで大きな意味合いを持っていると思うのですが、商業高校には似たような取組はないのですか。ものづくりが非常に取り組みやすいものであるということも分かりますし、商業は少しまた違った形も考えなければいけないと思うのですが、商業高校も似たような取組があれば、さらに魅力も増すのではないのでしょうか。商業高校もいろいろあります。とても良い商業高校もあれば、なかなか就職が厳しい商業高校もあると聞いておりますが、少し商業高校についても似たような取組が行えないのか、御検討いただけませんか。高校生の就職がこれからも厳しい状況が続いていくと思います。しかも格差問題がいろいろある中で、高校を卒業して就職する人はこれからも増えていくと思います。そ



うということにどう対応するのか少し考えていただければありがたいと思いますが、そういう点はどうでしょうか。無理でしょうか。

【都立学校教育部長】 商業高校の現状の課題は、竹花委員がおっしゃるとおり、より魅力のある商業高校にしていかななくてはならないと思っております。この手法がそのまま使えるかどうかは今お答えできませんが、就職につながるような取組をしていかななくてはならないと思います。商業高校の活性化の方策は大きな課題だと思しますので、検討してまいります。

【竹花委員】 これからの日本の経済の状況を考えて、これまでのように多くの人が大学に行くということにはならないのではないかと私は感じております。それだけに、18歳までにきちんと社会に出ていける力をつけていくということは、東京都教育委員会にとっても大切な課題だと考えておりますので、今申し上げた商業高校の問題も含めて、そのような大きな経済状況の変化を踏まえた対応を考えていただければと思います。他にも関係の部署はあるかもしれませんが、多分、都立学校教育部の仕事だと思いますので、お願いしたいと存じます。

【高坂委員】 ただ今の件に関連してですが、都立橋高校は、産業高校ということで商業と工業を一緒にしたのですよね。都立橋高校は、都立向島工業高校と都立向島商業高校を統合した学校で、私は都立向島工業高校の閉校式にも行きましたが、PTAの中には一体化したことに対する不満もあると聞きました。都立橋高校は、NEC出身の方が校長になって頑張っていらっしゃるとのことですので、良い結果が出ればもっと増やしても良いのではないかと思います。資料を見ると、工業高校は工業高校でデュアルシステムを導入するということですので、今、竹花委員がおっしゃったように商業高校は商業高校の取組を検討するということになりますね。そうすると、産業高校の取組についても分析というか評価も一緒にした方がいいのではないかと思います。

【都立学校教育部長】 まだ産業高校というのは新しい取組なので、開校して3年ですが、現状の課題を改めて確認したいと思います。

【竹花委員】 もう1点伺いたいのですが、高等専門学校というのがありましたね。あれは今どのような状況になっていますか。あれは国立なのですか。

【委員長】 国立がほとんどで、私立が3校あります。全部で60校程になると思います。

【都立学校教育部長】 もともと都立の高等専門学校は2校ありましたが、統合して、現在は首都大学東京の独立行政法人に属する形になっております。

【竹花委員】 最近の経済情勢をいろいろ考えてみますと、大学に行きたくてもなかなか難しいという人たちもいるのだらうと思います。最近の大学生の状況を見ていけば、大学に行けば人材が育つとは思えない状況もあると思います。そういう中で勉強したいが勉強できない子供たち、大学に行くのは少しお金もかかり過ぎるという子供たちは結構増えていませんか。2年間上乘せすることで、こういうデュアルシステムのようなものがもっと拡充をされて、それなりのいい人材が都立高校や高等専門学校から世の中に送り出すということを、少し考えてみてもいいと感じています。このようなことができるのは東京都しかありません。かつて、高等専門学校というのはそういう意図で設けられたのでしょうか。大学に行くには少しお金もかかる、でも、ものづくりの人を育てたいというところがあったのだらうと思うのです。それが、だんだん大学が増えてきて、高等専門学校は要らないのではないかとなってきたのですが、そのようなことも少しまた考えてみていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 本題からそれるかもしれませんが、高等専門学校は、最近、非常に高く評価されています。今年度は就職冬の時代ですが、何年か前にも、就職冬の時代というのがありました。あのときも、求人倍率の一番少なかった高等専門学校の学科ですら8倍ありました。今は全校全学科で20倍を超えています。就職についてはほぼ完璧です。

3年ぐらい前ですがOECDの高等教育のレビューアーが来まして、日本の大学と高等専門学校をつぶさに見ていきました。そのレポートによりますと、我が国の高等教育で褒められたのは高等専門学校だけです。高等専門学校の教育は社会のニーズに応じてきちんとした教育をしている点が高く評価されました。集団生活をしますから人間的にも非常に成長します。私も頻繁に高等専門学校を訪問していますが、中学校を卒業してから5年間しっかり学んで、その後、多くの学生が専攻科に進学します。

学生は非常にしっかりしています。産業界で活躍している人もたくさんいます。

ですから、今の竹花委員のようなご認識もあろうかと思いますが、実際、高等専門学校は、日本の社会には大きな貢献をしていると確信しています。もともと高等専門学校は、中堅技術者を育てるということで創設されたのですが、最近では、中堅技術者ではなくて非常にハイプロファイルの技術者を育てているというのが現状です。ということで、このところは強化すべきだと思います。

【竹花委員】 文部科学省全体としては、そういうことについては何かお考えがあるのでしょうか。

【委員長】 私、中央教育審議会で高等専門学校の特別部会の委員長を務めていました。その当時、文部科学省の方針は、いくつかの高等専門学校を統合しようという方向であったのですが、産業界から出て頂いた委員から、今こそ高等専門学校を増やすべきだという意見が出まして、結局、文部科学省も初めの意図とは違って、増やすこともあるべしという方向になりました。

【竹花委員】 今の教育格差の時代を迎えて少し考え直してみて、こればかりではないと思いますが、いろいろな施策の一つとして御検討いただければと思います。

【高坂委員】 私も民間企業の会長をしていたときに、最も要求度の高いのは高等専門学校を卒業した学生でした。逆に言うと、高等専門学校を卒業した学生というのはなかなか採用できませんでした。大学卒とか大学院卒も人材難だったからかもしれませんが、2年も余計に給料の差をつけなければいけないのは要らぬという時代でした。最近では少し変わっているかもしれませんがそういう時代でした。だから、大学院生も本当に勉強する人を別にすると、就職できないからもう2年在籍しているような人もいるのではないのでしょうか。その意味では、社内では高等専門学校を卒業した学生の採用希望が一番多いのです。

【内館委員】 デュアルシステムを拡大するに当たって、都立六郷工科高校が提示してくださったいろいろな疑問点や問題点というのはとても多いですね。前回は、知らなかったという保護者や子供たちが多かったこともありますが、こうやって拡大する以上、就職率の問題、インターンシップの問題、こんなに良いものだということきちんとPRする場はお考えになっていますか。

【都立学校教育部長】 企業向けのものですが、デュアルシステムのねらいや、企業にはこのようなことを期待していますということを記載したPR紙のようなものを地域の企業に配っています。

【内館委員】 それはどこに置くのですか。どこでどのように配るのですか。

【都立学校教育部長】 これは地域の商工会などを通して配ります。

【内館委員】 前回は、紙で伝えるばかりではいけないのではないかという話が出ていました。もちろん紙で伝えることも大切ですが、せっかくこれだけの思いで行っている以上、高等専門学校に追いつくぐらいの子供たちを出したいわけですし、善処するだけではなくて、是非具体的にお考えいただきたいと思います。

【委員長】 先程の商業高校の点ですが、学校によってはインターンシップを行っているところもあります。最近の状況は良く知りませんが、少し前に、理科教育及び産業教育審議会の会長をしていたときに、商業高校の先生がメンバーに入っていました。その先生によりますと、今の竹花委員のような御趣旨で、かなり積極的にいろいろなところでインターンシップを行わせて、それによって生徒が非常に成長するとおっしゃっていました。

【竹花委員】 私が東京都の副知事をしておりましたときに、5日間連続の職場体験を中学2年生全員に行ってもらいたいという願いを教育庁にして、今、全校ではありませんが、半数を超える学校でそのような取組をいただいていると聞いています。そのようなところで協力をしていただいている企業などにも、今言ったような私どもの考え方をよくお知らせして、企業の人たちとまた連携しながらこのような仕組みが広がっていけばいいなと思いますので、その点の御配慮もお願いできればと存じます。

【委員長】 フィンランドは、中学2年生あるいは3年生の時に2週間、全生徒がインターンシップを行います。しかも、働く場所は自分で探してくるのです。例えばチョコレート屋さんだったり、テレビ局だったり、国会議員の秘書だったり、パイロットになりたいという子供は、航空会社だったり、自分で探してきます。子供たちの希望をほとんど無条件で社会が受け入れると聞きました。秋には、至るところで中学生が働いている姿を見かけるそうです。2週間の経験は非常に貴重で、しかも、自分

で探してくるということに意味があるという話でした。

【内館委員】 生徒が自分で探してくるのですか。

【委員長】 自分で探してくるそうです。始めた当初は、学校がある程度準備していたようですが、今はほとんど自分で探してくるそうです。生徒の自主性を重んじた大変良いシステムだと思います。

【竹花委員】 地域と一緒にあって子供たちを育てるとというのが一つの方針になっているのでしょうか。

【委員長】 みんなが子供たちを大切にしているという印象を受けました。

【竹花委員】 そこで学ぶのが大きいというのは常々聞いておりますが、うちはこれだけ行っていますよというのではなくて、地域の中での幅広い連携を促すような形で、今言ったポスターなども広げていければと思いますので、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 先程、高等専門学校の関係が出ましたので、実績について御報告いたします。都立工業高校を卒業して、その後、都立高等専門学校4年次に編入する仕組みを平成20年度からつくりました。実績ですが、初年度に全体で5人、平成22年度は12人、そのような生徒が出てまいりました。この道をもう少し広げていきたいと思います。

【竹花委員】 そういうのを広げることも一つの方法だと思います。

【委員長】 それは、先程申し上げた中央教育審議会の特別委員会で我々が提案したことです。もう一つは、最近動きがとまっているような感じがしますが、先程竹花委員がおっしゃった、現在の工業高校を高等専門学校に格上げすることも提案しました。その2点を提案して、1点は少しずつ実施されてきていますが、あの方方は、いろいろ専門学校との係わりで難しいようです。

よろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(3)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、

説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項（３）第１回東京都教科用図書選定審議会の答申について御報告いたします。

去る４月８日の定例教育委員会において、教科書採択に当たっての選定審議会に対する諮問事項について決定していただきました。１点目が教科書の採択方針について、２点目が教科書の調査研究資料について、３点目が平成23年度使用教科書採択案についてでございます。今回は、この決定に基づき第１回の教科書選定審議会を開催し、この３点について諮問をいたしましたところ、以下の答申をいただきましたので御報告申し上げます。

「１ 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。これが教科書採択の方針になりますが、東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成23年度使用教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導、助言又は援助を行うということで、（１）から（４）までに留意事項が示されております。

「（１）採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。」以下４項目でございます。

小学校における新しい学習指導要領の全面実施が平成23年度からでございますので、今年度は新しい学習指導要領に基づく教科書を採択することとなります。今回の答申では、「２ 小学校で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」も答申をいただいております。「東京都教育委員会は、小学校において使用する教科書について、次の項目について学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。」ということで、アとイで示しております。「ア 内容」「イ 構成上の工夫」でございます。

前回、小学校の調査研究を実施した平成16年度の答申においては、調査研究項目はアとして内容、イとして構成・分量、ウとして表記・表現及び使用上の便宜、この３項目とされておりましたが、今回の教科書選定審議会における審議の結果、構成・分量と表記・表現及び使用上の便宜については１つにまとめて、構成上の工夫として一部改定するという答申を得ました。

なお、今回対象となる小学校の教科書については、合計148点となっております。  
したがって、これらの教科書に関する調査研究資料を作成する予定です。

「3 都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」は、2を基本にしながら、特に特別支援学校の児童の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して、次の項目について調査研究を行うということを示されております。本日の御報告の後、この答申を区市町村教育委員会及び国・私立学校に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか。何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

#### (4) 平成21年度条件付採用教員の任用について

【委員長】 報告事項(4)平成21年度条件付採用教員の任用について、説明を、人事部長、お願いいたします。

【人事部長】 報告事項(4)平成21年度条件付採用教員の任用について御報告いたします。

教育公務員特例法第12条第1項により、新規採用教員の条件付採用の期間は1年と規定されております。

表の(1)の欄ですが、平成21年4月1日付けで2,894人を条件付採用し、(2)の欄のとおり、1年後の平成22年4月1日には2,807人を正式に採用いたしました。条件付採用期間の3か月後と6か月後の2回、区市町村教育委員会及び都立学校長から育成に関する報告を求め、状況を把握しています。能力を発揮できていない教員に対しては、管理職、指導教員及び区市町村教育委員会、都立学校においては学校経営支援センターが連携して授業観察や面接等を通じ、きめ細かい指導を行います。

表の(3)に示したように、平成21年度末に正式採用とならなかった者が87人おりました。このうち家庭や心身の状況等により年度途中で自主退職した者は、表(3)

の(ア)欄のとおり59人です。年度末には、人事考課に関する規則に基づき特別評価を実施し、最終的に正式に採用するか否かの判断を行います。この段階で、平成21年度に正式採用不可と判断した者は28人でした。そのうち26人は、その後自主的に退職願を出して退職となりましたが、2名については自主的に退職することはありませんでしたので、職を免ずる決定を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問はございますか。

【高坂委員】 平成21年度は趨勢的に増えてきましたが、今後の見通しとしては、平成22年度、平成23年度はどのように見ていらっしゃいますか。

【人事部長】 いろいろな事情があつて数値が上がっているわけですが、私どもは近年、区市町村教育委員会あるいは学校と連携をとって、指導力不足教員あるいは心身の故障で病気休暇を取得しがちな教員などについては十分な情報交換を行い、適切に対応をすることに特に力を入れておりますので、そういったこともあり、少し数値が上がっていると思います。

【高坂委員】 まだ増えるということですか、それとも、このぐらいということですか。

【人事部長】 採用等の関係もございまして、3,000人規模の採用を行う中には、職に適さない方も一部いらっしゃるようでございますので、このような大量採用の時代が続けば、一定程度このような高い数値になります。増えるかどうかは分かりません。

【委員長】 よろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

## 参考日程

(1) 定例教育委員会の開催

5月27日(木)午前10時

教育委員会室



( 2 ) 1 都 9 県教育委員会全委員協議会

5 月 1 2 日 ( 火 ) 及び 1 3 日 ( 水 ) まで

ホテルインポート(山梨県)

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

今回の定例教育委員会でございますが、5月13日木曜日に予定しておりますが、現在、議題、報告等事項がない見込みでございます。その次の回は5月27日木曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

次に、1都9県教育委員会全委員協議会でございますが、5月12日と13日、山梨県において開催されます。木村委員長、高坂委員、竹花委員に御出席いただく予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。ただいま御説明いただきましたとおり、5月13日は現在のところ議題等はございませんので、この場で5月13日の教育委員会は開催しないと決定したいと存じます。よろしゅうございますか。 異議なし

それでは、次回は5月27日です。5月12日と13日は1都9県教育委員会全委員協議会がございまして、よろしくをお願いいたします。

## 日程以外の発言

【委員長】 竹花委員、どうぞ。

【竹花委員】 本日の日程以外2点について、少しお願いなり御相談申し上げたいと思います。

1点目は、先日の教育施策連絡会で私が教育委員や学校長の皆さんに申し上げた中の、学校教職員の多忙感の問題についてです。今回、東京都として新たに予算を計上して、実際どういうところに問題があるのか、改善策を考える上での必要な取組を行いますということを申し上げました。もちろん、そういうつもりでこの予算措置がされているわけですが、できましたらどのような調査をしていくのか、調査の後、どう

いう段取りでこの問題を解決していこうとするのかについて、ディスカッションの時間をできるだけ早期に準備していただければと存じます。この問題はかねてから言われていて、東京都でも調査を進めたこともあったと聞いておりますが、大きな改善が加えられないままこの間来ているように思います。そろそろこの辺で決着をつけないと、現場で抱えている重要な問題について、東京都教育委員会としてその解決の責任を果たしたことになるのではないかと感じておりますので、よろしく願いいたします。委員長、これは私の個人的な要望ではなくて、是非とも委員会として検討をお願いできればと存じます。

もう一点であります、これは高坂委員ともこの間お話をしていた件であります。私、企業に身を置いている立場で、特に当社パナソニック株式会社は、子供たちの教育について非常に熱心な取組をしている企業であります。学校教育に対する支援もそうですし、様々な課外活動においても、学校と協力しながら取組を進めている企業であります。そういう企業は他にも多数ありますが、そうした企業の教育界への要望というのが、経団連あるいは経済同友会の中からこれまでもなされてきました。この点についてはかなり前、私も一度、何か新しい仕組みをつくりませんかということをお願いしたと思うのですが、例えば、2007年の5月に経団連の教育と企業の連携推進ワーキング・グループが出した中間まとめがあるのですが、その中に「教育界、自治体への要望」という項目がありまして、産業界では教育と企業の連携プログラムの促進に向けていろいろ積極的に取り組むということを行っているわけですが、そういう方針であります、教育界自体に対して以下の取組を期待したいということです。

「(1)教育委員会が、学校と企業の連携促進に必要な支援・調整を積極的に行うこと。」「学校には企業との連携の前例がないことなどから抵抗がある場合が多いため、以下のような教育委員会の積極的な活動を期待したい。連携プログラムへの教育委員会の取組を、教育委員会の自己評価・外部評価の評価項目とすることも考えられる。1.企業との連携促進についての明確なスタンスの表明 2.連携プログラムの周知ルートの設定 3.学校側のニーズについてのアンケート調査の実施や情報交換の機会の設定 4.教員研修への企業協力プログラムの組入れ 5.日程調整(急な依頼や複数校からの同時依頼の回避)」といったことが教育委員会に対して求められ、また校長

に対しても、自治体の関係部局に対しても、企業としてのやる気なりそのノウハウと  
いったものをスムーズに取り入れてくれるような環境づくりをかなり検討して、要請  
をしております。このようなことについての東京都教育委員会や各区市町村教育委員  
会の反応が一体どうなのか、あまり詳細な調査は必要がないと思いますが、教えてい  
ただければと思います。また、具体的に各学校が企業とどういう連携をしているのか  
ということについても、あまり大きな調査は無駄かと思いますが、少し把握をしてみ  
ませんか。

それと併せて、こうした要望にこたえる仕組みが東京都教育委員会あるいは区市町  
村教育委員会の側で何か考えられないかということを検討してみる必要があると思い  
ます。実は関西ではこの検討が始まっていて、少し時間はかかりますが、来年度以降、  
新たな取組が進められることになっております。実際には、私が進めているのですが、  
東京都は東京都でそうした仕掛けがあった方がいいと思いますし、そんなに難しいこ  
とではなくて、何も東京都教育委員会がすべて行う必要はなく、NPO法人に行っ  
てもいいですし、いろいろな教育関係の財団がありますから協力を求めても  
いいと思います。いろいろな方法があると思いますので、そこの知恵が求められてい  
るだけで、学校側のニーズもあるし、企業の側のニーズもあるわけですから、うまく  
それをスムーズにつなぐ仕組みができればいいわけですので、一つの検討策として、  
できたら平成23年度、4月以降ぐらいからうまくやれるような仕掛けづくりを、教育  
委員会として検討していただけるようによろしくお願いしたいと存じます。

【委員長】 それでは、今の2つの件について少し下調査をしていただいた上で、  
報告をお願いします。最初の件については、以前にも御紹介したと思いますが、全国  
の女性校長の実態を、東洋大学の元学長で国立女性教育会館理事長の神田道子先生が  
ヘッドになって詳細な調査をされています。これが調査項目としては相当役に立つの  
ではないかと思います。大変な多忙感を感じておられるようです。しかし、女性の校  
長が大変な使命感を持っていらっしゃるという点については非常に感激しました。し  
かし、その調査項目を参考にすればよいのではないのでしょうか。

2番目については、私も詳しく知っているわけではないのですが、幾つかの小学校  
を見ると、相当企業との連携が行われています。以前に小平の小学校を見に行きまし

たときに、クラスの中へ複数のボランティアが入って子供たちを指導しているのを目にしました。女性の校長先生でしたが、初め、地元の企業に声をかけたいのですが、全然反応がなかったとのことでした。ところがどこで聞いたのか、中央の企業からレスポンスがあって、そこからボランティアに来てもらっているとのことでした。

【地域教育支援部長】 2番目のお話ですが、既に東京都においてはそうした企業とのパイプと申しますか、企業に限らずNPOや地域の方たちの力を教育に活用するための協議会を設けておまして、そこに参加して、そこがつなぎ役となって学校と外部の力をつないでいくという仕組み自体は既にございます。今、手元に資料はありませんが、既に多数の企業、NPOの方が参加しております。

【委員長】 その辺についてもデータを出してください。是非議論をしましょう。以前、生涯学習審議会で、日本人の方ですが、アメリカですとNPO活動をやっていらっしゃる方からヒアリングを受けたことがあります。その方によりますと、日本にはボランティアはたくさんいるのですが、それが生きないのはNPOが少ないためだということでした。日本ではNPOが聖なるものでなければいけないという考え方があるが、利益を求めてはいけませんが、ある程度の費用を徴集することは必要だとおっしゃっていました。そういうものがアメリカのNPOは大体そのようなものであるので、ボランティアを十分に使いこなせるのだということを強調されていました。私、目からうろこが落ちたような気がしましたが、是非その辺のデータを出してください。よろしく申し上げます。

それでは、引き続き非公開の審議に移ります。

(午前11時20分)